# 定　款

**株式会社ペルセウスプロテオミクス**

2023 年 6 月 23 日 改定

## 第１章　総　　則

（商　号）

第１条 当会社は、株式会社ペルセウスプロテオミクスと称し、英文では、Perseus Proteomics Inc.と表示する。

（目　的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品の開発及び製造販売

(2) 試薬の開発及び製造販売

(3) ゲノム情報から予測される機能を有する食品、化学物質の開発及び製造販売

(4) 上記の開発に伴う受託業務

(5) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）

第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

## 第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は、２４，０００，０００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条 当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 ８ 条 当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 ９ 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第 3 章　　株　主　総　会

（招 集）

第１２条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１６条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 ４ 章　取締役及び取締役会

（員　数）

第１８条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は９名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）

第１９条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２０条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条 当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）

第２５条 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第２６条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２７条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２８条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第 5 章　　監査等委員会

（常勤監査等委員）

第２９条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３１条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３２条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項については、議事録に記載し、又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（監査等委員会規程）

第３３条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6章　　会計監査人

（会計監査人の任期）

第３４条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３５条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が、監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章　　計　　算

（事業年度）

第３６条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３７条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（中間配当）

第３８条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２．未交付の配当財産には利息を付けない。

附則

１．２０２０年6月２９日開催の定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。

２．２０２０年6月２９日開催の定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

３．定款第３条の変更は、２０２３年開催の第２３回定時株主総会以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本項の規定は本店移転の効力発生後これを削除する。

平成１２年１１月１５日　　作成
平成１２年１１月２４日 公証人認証
平成１３年 ２月 １日　会社設立
平成１４年 ７月３１日　一部変更
平成１５年 ８月 １日　一部変更
平成１５年 ８月２０日　一部変更
平成１６年 ９月１６日　一部変更
平成１６年１２月１７日　一部変更
平成１７年 ３月１７日　一部変更
平成１７年 ８月２５日　一部変更
平成１７年１２月１５日　一部変更
平成１８年 １月２３日　一部変更
平成１８年１２月１４日　一部変更
平成２１年１２月１６日　一部変更
平成２２年 ４月 １日　一部変更
平成２７年 ６月１８日　一部変更
平成２９年 ６月２１日　一部変更
平成３０年 ３月１５日　一部変更
平成３０年 ６月２１日　一部変更
２０１９年 ６月２０日　一部変更
２０１９年１２月１０日　一部変更
２０２０年 ６月２９日　一部変更
２０２０年１０月１３日　一部変更
２０２１年３月１０日　一部変更
２０２２年６月２３日　一部変更
２０２３年３月１日　一部変更
２０２３年６月２３日　一部変更

2023年6月23日改定の内容

| 変 更 前 | 変 更 後 |
| --- | --- |
| 第1条～第2条（記載省略） | 第1条～第2条（現行どおり） |
| （本店の所在地）<br>第3条　当会社は、本店を東京都目黒区に置く。 | （本店の所在地）<br>第3条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。 |
| 第4条～第39条（記載省略） | 第4条～第39条（現行どおり） |
| （附則）<br>1．～2．（記載省略） | （附則）<br>1．～2．（現行どおり） |
| （新設） | 3．定款第3条の変更は、2023年開催の第23回定時株主総会以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本項の規定は本店移転の効力発生後これを削除する。 |